

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

令和七年六月六日付け埼玉県告示第四百六十号で告示した川越都市計画都市計画に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和七年七月一日

埼玉県知事 大野 元 裕